

天王寺区広報紙

編集/発行 天王寺区役所
事業戦略室(広聴広報)
☎06-6774-9683 ☎06-6772-4904

大阪市LINE公式アカウント

トークルーム右下の「受信設定」から「天王寺区」を選択してください。
広報紙デジタルブック版、緊急情報、イベント情報等をお届けします。



tennoji

天王寺



令和7年(2025年)
2月1日 No.345

自転車の
ながらスマホ
酒気帯び運転
罰則強化

酒気帯び運転

ながらスマホ

「モペット」は運転免許必須

2月号特集 あなたや周りの人の命を守ろう

知っていますか? 自転車のルール

11 住み続けられるまちづくりを

住民票などの発行手数料の支払いにキャッシュレス決済も利用できます

区役所1階お渡し窓口においてキャッシュレス決済対応レジスターを導入します。住民票の写しなどの証明書発行手数料をクレジットカードや電子マネー、コード決済でもお支払いできます。
※一部キャッシュレス決済が利用できない手数料などがあります。

詳しくはこちら

☎ 窓口サービス課(住民情報) ☎ 06-6774-9963

「障がい者控除対象者認定書」をご存じですか?

身体障がい者手帳等の交付を受けていない65歳以上の寝たきりまたは認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳等の交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」が交付されます。認定書をお持ちの方は、所得税や個人市・府民税の申告の際、所得控除により税の軽減を受けることができます。

☎ 保健福祉課(福祉サービス) ☎ 06-6774-9857

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除

次にあてはまる医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。申告には「領収証」が必要です。

【施設サービスの利用者負担額】
①介護老人保健施設 ②介護老人福祉施設 ③介護医療院
※上記①～③の利用料・居住費・食費の利用者負担額。ただし②は2分の1相当額。

【居宅サービスの利用者負担額】
①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)
②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

【介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき】
本来医療費控除の対象とならない介護サービスでも、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の10分の1が対象。

【おむつ代】
医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けておられ、おむつを使用している方については、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所で交付できる場合があります。

詳しくはこちら

☎ 保健福祉課(介護保険) ☎ 06-6774-9859

市民税・府民税の申告受付が始まります

申告は、送付または大阪府行政オンラインシステムによる申告をお願いします。申告書は、ホームページで源泉徴収票等を元に作成できます。

申告方法・受付期間

①市税事務所あて送付：受付中 ～3/17(月)まで
②大阪府行政オンラインシステム：受付中 ～3/17(月)まで
・令和6年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)
・令和6年中に収入がない方
③窓口での申告(土・日・祝休日を除く)
※受付期間の最初及び最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

○ **なんば市税事務所(浪速区湊町1-4-1 OCAT5階)**
☎ 2/4(火)～3/17(月) 9:00～17:30(金曜日は19:00まで)

○ **天王寺区役所 5階 501会議室(臨時申告会場)**
☎ 2/17(月)～3/17(月) 9:00～11:30、13:00～16:00

※所得税の確定申告等については、天王寺税務署 ☎06-6772-1281にお問い合わせください。

申告のお知らせ

☎ なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当) ☎ 06-4397-2953

記号の見方: 日時・期間 問合せ 天王寺区ホームページ メールアドレス

天王寺区広報紙は委託事業者による全戸配布でお届けしています。届かない場合や配布の停止等については、委託事業者にご連絡ください。(個人情報保護を遵守します)
委託事業者 近畿ポスティング協同組合 ☎0120-931-629 ☎06-6532-6188 chuo-posnak@kinki-posting.com 【問合せ時間】10:00～18:00(土・日・祝日を除く)

